

関連公益法人等に係る情報の公開

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 106 に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 105 に規定される事項を、建築研究所(以下「建研」という。)の財務諸表の附属明細書に掲載するとともに、建研のホームページで公表します。

1. 関連公益法人等の範囲

関連公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 理事等のうち、建研の役職員経験者の占める割合が 3 分の 1 以上であること
- (2) 事業収入に占める建研との取引に係る額が 3 分の 1 以上であること
- (3) 基本財産の 5 分の 1 以上を建研が出えんしている一般財団法人又は公益財団法人であること
- (4) 会費、寄附等の負担額の 5 分の 1 以上を建研が負担していること

2. 公表する事項

契約の相手方が関連公益法人等と認められる場合は、以下の事項を、建研の財務諸表の附属明細書に記載するとともに、建研のホームページで公表します。

- (1) 名称、業務の概要、建研との関係及び役員の氏名(建研の役職員経験者については、建研での最終職名を含む。)
- (2) 契約の相手方と建研の取引の関連図
- (3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額
- (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
- (5) 契約の相手方の株式の状況
- (6) 契約の相手方の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに契約の相手方の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細
- (7) 契約の相手方に対する債権債務の明細
- (8) 建研が行っている契約相手方に対する債務保証の明細
- (9) 契約の相手方の総売上高並びに契約の相手方の事業収入の金額とこれらのうち建研の発注等に係る金額及びその割合